平成２２年（フ）第３０５３号
大阪市北区本庄東１丁目14番19号
債務者　濵荻富美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８４号
大阪府箕面市新稲３丁目９番10号
債務者　杉原　逸彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４号
堺市東区北野田424―２　ビレッジ北野田209号室、住民票上の住所堺市西区鳳南町１丁24番地２シャルム山下101号
債務者　カラオケあんこと　島原　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
大阪府柏原市大県２丁目７番13号
債務者　伊藤　良信
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
堺市西区鳳南町３丁301番地９　2906号、前住所堺市堺区甲斐町西３丁27号
債務者　柑本亜矢子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
長崎県長崎市愛宕１丁目16番11号　上川アパート202、旧住所長崎県長崎市大黒町11番18号
債務者　宮下　和江
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
長崎県長崎市大手３丁目10番11号　富永方
債務者　辻郷　　忠
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷470番地４―101号
債務者　今木　直美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番６―503号、前住所埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地１号棟305号
債務者　藤田　　智
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
山口県山陽小野田市須恵３丁目１番４―101号　市営住宅Ｄ棟11号
債務者　下久保　学
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７８号
山口県山陽小野田市須恵３丁目１番４―101号　市営住宅Ｄ棟11号
債務者　下久保珠実
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０７号
群馬県館林市美園町21番20号
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３５１６号
名古屋市西区花の木３丁目11番20号　レインボー浄心602号
債務者　平村まち子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８号
愛知県あま市坂牧西之宮83番地　リバティハイム川口１番館103号
債務者　櫻井　　清
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８９号
名古屋市千種区北千種１丁目１番26号　第２中日ビルＢ―306号
債務者　村上　高志
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９０号
名古屋市千種区北千種１丁目１番26号　第２中日ビルＢ―306号
債務者　村上　永子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０６号
名古屋市中区金山５丁目15番11号　ルヴェール金山306号
債務者　佐藤　里美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部